



Vol.83

弁護士 岡 正俊
社若経営法律事務所

★ハラスメントには当たるものの必要な手続きがとられていないことを理由に停職処分が無効とされた裁判例

今回のニュースレターは、学生に対するハラスメント行為を理由に停職6週の懲戒処分を受けた原告が、懲戒処分に必要な手続きがとられていないなどとして懲戒処分の無効確認等を求めて提訴した事案について、原告の主張が認められ懲戒処分が無効とされた裁判例（名古屋地方裁判所令和3年1月27日判決）をご紹介します。

懲戒処分の効力については、行為や結果の重大性や手続の履践等が総合考慮され、権利濫用（労働契約法15条）に当たるか否かが判断されます。本件判決は、手続きがとられていないという理由のみで無効になってしまう場合もあることを示しており、実際に懲戒処分を行う際には十分気を付ける必要があります。

懲戒処分を行った後でも、改めて手続を履践することにより瑕疵が治癒されることもあると思いますので、トラブルになりそうな場合は念のため事後的でも手続をとっておくことも大切だと思います。

1 事案の概要

(1) 当事者

被告は国立大学法人、原告は被告教育学部の教授であり、被告との間で無期雇用契約を締結していました。原告は、学生の指導に関連して、平成20年9月17日付で訓告（懲戒処分ではない）を受けたことがあり、学生に対するハラスメント行為を理由に、平成31年2月18日に停職6週の懲戒処分（本件処分）を受けました。

2 裁判所が認定したハラスメント行為

裁判所は以下の行為を認定し（原告も事実は争っていない）、①～④についてハラスメントに該当すると判断しました。

① 学生Aに対し、「返事しろよ、お前はー。」

「俺の言うことが信じられないなら、来るな、もう！お前全然俺が言うことを信じようとしていない顔してねえやないか！来んな、ほけえ！腹立つ奴やなあ、お前は。」と強く怒鳴り、「もっかいじゃねえわ。俺の言うこと信じようと思ってるのか、お前は！」「なんでそんな顔になるんだお前は。返事もしやがらんし。」などと強い調子で述べ、「たく、気分悪いな。今度そんな態度出したら、もう教えんからな。」などと述べた。

② 学生Aに対し、他の受講者数名もいる中で、「本当情けない英語だよね、お前。何点だったかな、お前。お前一番低かった。合格者の中で一番。」などと述べた。

③ 学生Aに対し、「お前なんでさ、人が言ったらそんな不貞腐れたみたいな顔するんだよ。」「してたやないか、お前は！いい加減にしとけよ、お前は。」「してたわ！どうせ後期からCさん（注：学生Aは後期からC准教授の講座に戻ると述べていました）行くんだから、前期から教えんわ、俺は、お前は。気分の悪い。」「言っとくけど俺が教えてる、声の、声の出し方は、そんなもんはCさん教えれんからな。」「俺の耳でしか、分からんことなんだよ。くそつたれ、もう、本当に。いい加減にしとけ！」「誰がお前さ、気分、気分よく教えてると思ってんだ。後期からどうせお前Cさんとこ行く人を。」「お前、相談、相談とか言って、何言ったんだよ、お前。曲の相談だ、なんだかんだって言って、こっちが真剣に考えてやって。で、最後にお前、何？後期からC先生のところに行きますとか言って、そんな失礼な話あるのかよ。最初に言うべきことじゃねえのかよ。」「言い方の順番があるだろうが。」「じゃあ、おれ、もう今俺、レッスンなくていいよな？」「本当だったらお前、自分の生徒でもない奴にさ、教えたくもないわ。」「もう手を抜いて教えてやろうなんていう人間

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岡正俊が解決！

ではないんです。」「その時は、怒っても、お前、手を抜いて教えたりはしてません。目の前にさ、お前、病気で、病気の奴がいるのにさ、手を出さない、手を貸さないようなひとではありません。病気がってわかる？お前の発声だよ。俺からしたら、お前の発声は病気なんだって。俺は発声のお医者さんだと思ってるからさ、発声が悪い奴のさ、発声をさ、治さないでさ、ほっとく訳にはいかないんだよ。」「そんだけ人が言うことに色々文句が言えるんだったら、適当にやってください。」と述べた。上記やり取りは約 35 分続き、学生 A は涙声で対応していた。

④ 適応障害に罹患した学生 B に関し、授業において、「お前も？」「学生 B がさ、今みたいな状態になった一番最初の原因がそれなんですよ。」「あの時は、学生 B も名古屋市文化振興事業団に勤めたいって言って。」などと学生 B がいない場で述べ、「そしたら、他の岡崎の公務員とか悉く落ちたわけさ。でちょっと、ちょっと、ちょっとまあ、様子がね、まあ、あーなっちゃったわけさ。」などと述べた。

以下の行為については、事実として認定したものの、「罰金」の額が少額であり、原告が個人的に費消することもなかったことを踏まえると適切とはいえないもの、ハラスメントに該当するとはいえないとしました。

⑤ 発声を間違った学生に「罰金」として少額の現金を払わせたり、菓子を購入させたりするようになった。集まった「罰金」や菓子を学生との茶話会等に利用し、学生らの中にはすすんで「罰金」を集める貯金箱を作成する者もいた。

⑥ 学生 A が発声を誤ったことと指摘し、「罰金」として 100 円を貯金箱に入れるように述べた。学生 A は結局 100 円を支払わなかった。

⑦ 学生 B が発声を誤ったことを指摘し、「罰金」として菓子を購入し、受講者に配るよう述べた。学生 B は菓子を購入することはなかった。

3 教授会の事前の審議の不存在

被告は、本件処分に先立って、ハラスメント防止規程に基づく調査委員会を設置し、調査を

行いましたが、その設置に関し、懲戒規程等が定める教授会の議を経ませんでした。

また、本件処分を行うに当たり、懲戒規程等が定める教授会の議を経ませんでした。

なお、本件処分後の教授会において本件処分について報告がなされ、出席者からは報告ではなく教授会で議論すべき事項でないかとの意見が出されたものの、学長は現行の規程に従い報告させていただき旨説明するだけにとどまりました。

4 懲戒手続に関する裁判所の判断

被告の就業規則、懲戒規程では、教育職員の懲戒の場合、教育研究に係る事項については、教授会の議を経ることを要する旨定めており、ハラスメント防止規程ではハラスメントを理由とする懲戒処分の場合も同様に教育研究に係る事項に限り教授会の議を経ることを要する旨定めているとし、本件懲戒事実はいずれも授業中の学生に対する言動であり「教育」に該当することは明らかであるとして、重要な機関である教授会を経ずに懲戒処分を行ったとして本件処分には手続上の重大な瑕疵があるとして無効としました。

なお、本件処分後の教授会については、報告のみであり審議が行われたとは認められない、(仮処分で手続上の瑕疵が指摘されていたにもかかわらず) 本件処分の手続上の瑕疵の懸念があることを示すでもなく、漫然と出席者の意見を聴取しようとしていたにとどまるから、瑕疵を治癒するに足りるような実質的な審議を行ったとは到底評価できないとしました。

5 まとめ

冒頭に申し上げたとおり、懲戒処分にあたっては規程に定める手続を経ること、やむを得ず手続をとることができなかった場合は事後的にでも手続をとることが重要です。また、規定の趣旨が不明確なものについては、定義や解釈を規程上に定めておくといった対応も必要になります。